

**第 6 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第一小委員会
会 議 会 録**

期 日 : 平成 1 6 年 1 月 2 7 日 (火)

場 所 : 鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 6 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第一小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 1 月 27 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~

場 所 鶴岡市中央公民館 第 2 研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 相違点の調整について

(2) その他

4 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	朝日村議会議長	進藤 篤	委 員	鶴岡市・識見を有する者	菅原 一浩
副委員長	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	藤島町・識見を有する者	伊藤 忠
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	櫛引町・識見を有する者	前田 藤吉
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員	三川町議会議長	大滝助太郎			

欠席委員 齋藤 金一委員

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
総務部会	部会長	佐藤 智志	商工部会長 兼 観光部会長		青木 博
	庶務・人事・選挙 管理分科会長	蓮池 一輝	商工部会	副部会長	加藤 淳一
				副部会長	半澤 正昭
	企画分科会長	小林 貢	観光部会	副部会長	佐藤 茂
	電算システム分科会長	原田 利也		副部会長	渡部 仲峰
部会員	菅原 一司				

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
総務課長	石塚 治人	総務主査	吉住 光正
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功

1 開 会（午後1時30分）

- 石塚治人事務局総務課長 それでは、大変お忙しい中、しかも大雪になってしまいましたけれども、皆さんにはお集まりいただきまして大変ありがとうございました。定刻でございますので、ただ今から第6回の第一小委員会を開会いたします。
合併協議会事務局の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、お手元の会議次第で進めさせていただきます。

2 あいさつ

- 石塚治人事務局総務課長 恐縮でございますが、最初に進藤委員長よりごあいさつをお願いいいたします。

- 進藤 篤委員長 皆さん、きょうは大変ご苦労様でございます。つい最近まではあまり雪がなくて、今年は雪のない冬で終わるのかと思いましたが、大分きょうは雪も降りましたし、私のほうもこことは違ってようやく雪国らしい風景に変わったのかなという気がします。

いよいよ専門小委員会のほうも具体的な項目に入るわけでございますけれども、いろいろ資料にしたがって説明をしてもらいながら、忌憚のないご意見をいただきながら進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

- 石塚治人事務局総務課長 大変ありがとうございました。

本日の会議の時間的なスケジュールでございますけれども、途中休憩も挟んでいただきながら、概ね4時半ごろまでということで予定しております。3時間にわたります長時間でありますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、引き続き進藤委員長のほうから会議を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

3 協 議

（1）相違点の調整について

- 進藤 篤委員長 それでは、早速でございますけれども、次第にしたがって協議を進めていきたいと思っております。

それでは、（1）相違点の調整についてを議題といたします。

協議の前に、本日配付の資料と会議の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

- 石塚治人事務局総務課長 本日お手元に配付しております資料、また事前に配付しております資料、それと本日からの調整の手順につきましてご説明をいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。1月18日に合併協議会がございましたけれども、その際に配付いたしました小さいサイズの横長の相違点の調整についてと書いた資料がまず一つございます。次に先日お送りさせていただいております中で、重要事務事業調整表、様式2と書いてあります第1回配付資料、四角で囲ってありま

す第一小委員会、この分をきょう使わせていただきます。それに今度は大きな資料でありますけれども、重要事務事業調整説明資料といったことで大きな判の資料を用意させていただいております。これに、実はきょう机の上に、当日配付ということでホチキス止めで穴を開けてあります、管理番号でいえば060-002、044、001ということで、観光振興事業、その大きな判を配付させていただいております。これは追加ということで大変恐縮でございます、お手数をおかけしますが、この大きな資料の一番最後のところにつづり込んでいただくということになります。それともう一つ、様式1で小さな判になりますが、事務事業調整一覧表といったものを用意させていただいております。こういった資料でこれからの調整の協議を進めていただくということになります。

まず初めの相違点の調整についてということでありまして、これにつきましては、中身は先日の18日の合併協議会のほうで説明いたしております。これまでの現況調査の経過と概要、調整案検討の基本的な考え方、調整協議の進め方、日程等をまとめたものでございます。これによって協議を進めるということになります。説明は先日させていただいておりますので省略をさせていただきます。

次に、厚めの小さいほう、事務事業調整一覧表様式1といったものをお出しいただきたいと思いますが、これは今回の現況調査の中で2,500項目といったような数字を出しておりますが、これの全部と申しますか、先日未掲載事項ということで若干載せさせておりますけれども、それをまとめた資料であります。合計が書いておりませんが2,521項目、それを全部簡単にまとめた資料であります。5ページのほうをめぐっていただけますでしょうか、管理番号で申し上げますと011-065、組織機構・人員配置に関する事務というようなことで、調整内容が空欄になっております。先日の18日に今後の調整になるということで申し上げました組織機構、こういったような関係になるわけですが、あの際申し上げました組織機構だとか、農業委員の定数だとか一部事務組合、そういった部分はこの表の中で現在空欄というような扱いになっております。

次に、重要事務事業調整表ですが、第1回配付資料、第一小委員会といったことになりますけれども、この2,521項目の中から特に住民に深くかかわるもの、また先進事例において協定項目として扱っているようなもの、そういったものを中心に重要と思われるものを拾いましたのがこれでございます。第一小委員会から第三小委員会まで合わせて2,521のうち、163を拾っております。これにつきまして調整ということでそれぞれの小委員会のほうに協議をお願いしたいということになります。本日以降の協議は、この様式2の重要事務事業調整表第一小委員会、これを基に、あとこれだけでは説明しきれない部分をこの大きな用紙のほうに資料ということで添付しておりますので、主にこの様式2とこの大きな資料を使って説明をさせていただいて、またご意見等いただきたいということでありまして。

第一小委員会部分では、総務部会分が20事務事業、商工部会が6事務事業、観光部会が3事務事業と、合わせて29ということでございます。本日このうち21事業につきましてご説明をさせていただきます。様式2のほうですが、後日配付しますというように備考欄に記載しております残りの8事業につきましては2月5日という

ことで予定しております。

また資料の関係でいきますと、この厚手の2, 5 2 1項目がございますけれども、まず中心はこのうちの1 6 3、この委員会でいきますと2 9の事務事業についてご協議いただきますけれども、その他きょう配付させていただきまして、次回この1 6 3以外、第一小委員会で言えば2 9以外で、このあたりはどうなんだろうと、気になるなどといったような項目があれば、それについてもご意見等頂戴できればというふうに思っております。

本日の進め方ですが、この様式2の重要事務事業調整表に基づきまして、各部会、各分科会のほうから課題、また調整内容といった説明を一通りさせていただきます。その後、委員の皆様から部会、分科会単位で事務事業ごと協議をお願いしたいということになります。次回分も含めてということになりますけれども、協議の進行に合わせて事務局のほうで全体会への報告用ということになりますけれども、この小委員会で出されました意見、経過、またはまとまった意見といったようなものを報告書というような形でまとめまして、一旦、こちらの小委員会のほうにお諮りいたします。こういったまとめ方でいいだろうというようなことであれば、それを全体の協議会のほうに上げていきまして、さらに全体的な協議を行っていただきたいと。そのあたりのところを最終的には3月7日に予定しております法定協議会、このあたりで完了していきたいと考えております。

まずきょうは2 1事務事業につきまして、時間的にはおそらく大丈夫かと思っておりますけれども、きょうで全部かたがつかない場合にはまた2月5日ということ考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。くどいようでありますけれども、様式2の重要事務事業調整表と大きな判の説明資料に基づきまして進めさせていただきますと思っております。

それでは、委員長さんよろしくお願いいたします。

○進藤 篤委員長 今、事務局のほうから説明があったわけがございますけれども、いろいろ資料が豊富であります。説明ありましたことについて何かご質問があればお伺いしたいと思います。

それでは、ないようでございますので次に進みたいと思っております。

それでは、また説明が続くわけですが、初めに総務部会の庶務・人事・選管の分科会からの説明をお願いいたします。

○菅原一司総務部会員 庶務・人事・選管分科会の説明ということで、6項目説明させていただきます。

最初に、管理番号0 1 1 - 0 0 3市民歌であります。資料のほうの大きい判の1ページをお開き願いたいと思っております。現状ですけれども、市民歌あるいは町民歌、村民歌を制定している市町村は、鶴岡、羽黒、温海の3市町で制定している状況です。他の各町村では、例えば藤島町では藤島音頭、櫛引町では櫛引音頭、三川町では三川音頭、朝日村では朝日音頭ということで、町村民歌ということではなくて地域の音頭ということで制定しております。それから温海は町民歌のほかには町のイメージソングという

歌も制定している状況にあります。合併後の市民歌をどうするかということで、制定の可否を含めて検討する、制定する場合の決め方、それから現在の市町村歌は残せるのかということが課題となるものです。それで事務局としては調整内容ということで、合併後検討機関を設けて検討するという内容になっています。

次の011-004市の木、市の花の制定にかかることであります。これにつきましては大判の資料の3ページのほうに一覧表で整理しております。これを見ますと、市の木、市の花については各市町村で制定しております。そのほかに羽黒町では町の果物、町の鳥、町の動物、それから温海町では町の鳥、町の魚というところも制定しているようであります。それから市の木、市の花とは別に推奨木、あるいは推奨花ということで各市町村で市の木、市の花以外でも推奨する木、花、果物ということで、表のように制定しているという状況です。これにつきましても、先ほどの市民歌と同様な課題で、調整方法としては、やはり市民歌と同様に合併後検討機関を設けて検討するという事務局段階での調整内容ということで整理しております。

それから三つ目、011-005の都市宣言ですが、これにつきましても大判の資料の5ページに一覧表ということで整理させていただいておりますけれども、各市町村で何らかの都市宣言を行っております。延べ10種類、交通安全関係の都市宣言が鶴岡、藤島、羽黒、温海町、四つの市町で制定しておりますし、それから非核とか平和の関係の都市宣言については、鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、三川、朝日といったところで、交通安全、平和に関する宣言については多くの市町村で宣言していると。それからそれ以外の各市町村で独自の他の市町村に見られない宣言もあります。10種類、延べ19の宣言が管内の市町村で宣言をしております。課題ということでは、既存の宣言の統合ができるのか、あるいは調整の方法について、それから独自色の強い宣言の取扱いについてが課題になるかと思えます。調整内容といたしましては、各事務の専門部会で宣言について検討し、新しい市の議会、新しい市の市長の意向も確認しながら議決等を経て宣言するという段階を踏まなければならないということで整理しております。

それから四つ目、名誉市民顕彰ですけれども、名誉市町村民ということで、各市町村とも郷土の誇りとして尊敬する方ということで、名誉市民、名誉町民、名誉村民ということで顕彰しております。大判の7ページに現在までの名誉市民、名誉町民、名誉村民として顕彰している方を表にいたしました。鶴岡、藤島、羽黒町が各7人、櫛引町2人、三川町1人、朝日村3人、温海町1人ということで、合計28名の方を顕彰しております。それからこの中のご存命の方は6名ということです。課題ということでは、名誉市民推戴基準をどうするか、それから既に推戴されている方の待遇をどうするかということが課題になるかと思えますし、調整内容といたしましては、鶴岡市の例を基本に調整します。そして合併後も、既に推戴されている方につきましても名誉市民として顕彰するという調整内容になっております。ただ、名誉市町村民というのは毎年推戴するわけではなくて、郷土の誇りとして尊敬できる方が出た段階で、様々推薦委員会なり検討委員会等を開催して議会の同意を得て推戴している現状ですので、この基準は推戴者が出た段階で検討するというところもあるかと思えます。

それから次の項目ですけれども、調整表の2ページ目、管理番号011-045とい

うことで、市政功労表彰ということでもあります。これにつきましては、各市町村とも市町村政に功労されたということで毎年行っているようでもあります。課題ということでは、表彰対象者、表彰要件の基準を調整する必要があるのではないかということです。例えば表彰対象者に市町村の職員があったり、あるいは年間の表彰者の人数で相当の開きがあったり、様々基準とか対象が調整する必要がないのかどうか。それから表彰決定までの手続きということで、推薦委員会で推薦して市町村長が表彰するということもあれば、議会の同意を得て表彰するということもありまして、その辺の手続きについても調整する必要があるということです。調整内容ということでは、鶴岡市の例を基本に調整することとし、制度につきましては事前に表彰制度委員会等を設置して検討するということです。それから既に受賞なされている方の取扱いということで、これまでの功労者も市町村政功労者ということで顕彰していく。それから新市の発足後は新しい基準によって表彰するという調整内容になっております。それから市政功労表彰のほかに独自の表彰制度、顕彰制度を持っている町村もありますので、その表彰制度との兼ね合いについても検討する必要があるのではないかということでもあります。

続きまして、六つ目の姉妹都市等交流であります。これにつきましては大判の資料の13ページに現在の各市町村で行っております都市交流の一覧表を作成しました。鶴岡市は盟約を結んで交流をしている都市は3都市、藤島町は1都市、それから羽黒町も1都市、櫛引町、三川町、温海町は特に盟約というところでは締結はしていないのですが、交流をしている市町村あるいは団体ということで、記載させていただいております。それから朝日村は墨田区と平成9年友好協力協定ということを結んで交流しているということでもあります。ということで、盟約あるいは協定を結んで交流しているところが四つの市町村で合わせて六つの都市と交流している状況にあります。課題としては各市町村ごとに盟約を結んでいる相手先との今後の交流のあり方、交流事業等の範囲の調整等が課題になるかということで、これにつきましては各市町村ごとに現在の交流先と合併後の交流についての方針を定めておくと、それで新市発足後、新市長が再度盟約を締結するという調整内容ではどうかということで事務局では整理しております。

以上であります。

○進藤 篤委員長 質問などは後に伺うことにしまして、次に企画分科会の説明をお願いします。

○小林 賢企画分科会長 それでは、企画分科会関連の調整項目についてご説明いたします。

ただ今の様式2の資料の3ページをご覧くださいと思います。まず管理番号012-18新市総合計画の策定についてでございますけれども、地方自治法では市町村事務は議会の議決を経て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに則して行わなければならないとされております。この基本構想と具体的な施策としての基本計画からなるものが総合計画でございます。新市の総合計画につき

ましては、合併の建設計画を当然踏まえながら、地域の社会経済に関する構造的な実態の調査とか、あるいは情勢の変化、財政状況など、これらの十分な調査と住民の意向を把握しながら策定する必要がございます。策定の時期につきましては合併後3年以内をめどとしまして、策定事務につきましては本庁の担当課が中心になりまして、関係部局、支所との密接な連携を図りながら作成をいたすというものでございます。

次の総合計画審議会でございますが、この審議会は市長の諮問により総合計画の策定とか重要施策に関する調査、審議を行う、さらに市に対する建議を行う附属機関として設置するものでございます。その構成等につきましては、新市全体の意見が反映できるよう十分配慮しながら今後具体的に詰めてまいりたいというふうに考えております。

それから、地域情報化施設管理運営でございますが、7市町村で設置しているインターネットの開放端末がございます。そのほか施設としては櫛引町のケーブルテレビ、鶴岡市のネットワークコミュニティセンターなどの情報関連の施設がございます。これらについては、これまで同様それぞれの本庁、当該支所が管理運営に当たるものでございます。

それから、情報基盤格差の是正につきましては、基本的な方向といたしましては地域間格差を是正するというところで、この具体的な実施の内容につきましては合併までに検討していくということでございます。大判の説明資料の19ページをご覧くださいと思います。情報基盤格差の是正というところでございますけれども、背景のところを書いてございますけれども、国のほうでは高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的な役割を担うことを原則として、国、地方公共団体についてはネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消、あるいは環境整備等を行うというふうな基本的な考え方がございます。新市におきましても当然基本的には国と同様の考え方ということになるわけでございます。19ページの右のほうに記載しておりますけれども、市街地や平野部では既に、民間事業者における高度な情報通信サービスが提供されていますし、さらに今後サービスエリアの拡大とか高度化が期待されております。新市の情報通信基盤の整備については、基本的には民間事業者による事業展開を基本としてまいりたいということでございます。一方、山間地域におきましては、20ページ以降に記載しておりますけれども、携帯電話とかブロードバンドインターネットサービス、あるいはテレビ放送、こういった面で民間事業者では事業採算性の面から基盤整備やサービス提供が見込めないという地域が現にございます。こういった山間地域と平場と申しますか、市街地、平野部との格差の是正ということが大きな課題というふうに考えております。新市ではこうした地域間格差を是正していくために、山間地域については光ケーブルの敷設等を含めまして情報通信インフラの整備に関して行政が主体的に民間との連携を図りながらいろんな手法を使いまして整備をしていく必要があるかなと考えております。ただ、技術革新の進展の状況とか管理運営、あるいは財政負担、民間事業者との連携等、具体的な検討がこれから必要でございますので、合併前までそういった諸々のことに関しまして整理をしてみたいと考えております。なお、既存のケーブルテレビにつきましては、地上テレビジョン放送のデジタル化がこの地域で平成19年時点で開始されるとお聞きをしています。

既存のケーブルテレビには、こういったデジタル化への対応もしていく必要があると考えています。

先ほどの様式2の3ページのほうになりますけれども、一番下段の管理番号012-60でございますけれども、地域情報化の推進ということで一つは情報化計画の策定がございます。この計画の策定につきましては、新市総合計画を踏まえまして合併後5年以内に策定をしていくというものでございます。それから、各市町村が行っておりますIT講習等の開催につきましては、本庁、当該支所で従来どおり実施してまいるというものでございます。

企画分科会は以上でございます。

○進藤 篤委員長 それでは、次に商工部会の説明をお願いします。

○加藤淳一商工部会副部長 調整表4ページ、説明資料23ページからでございます。最初に独自の企業立地助成制度でございます。ご案内のように各市町村とも産業の集積あるいは雇用の場の確保を図るために積極的な企業誘致を行っているところでございます。これらの企業立地に当たっての優遇措置については県独自の施策もございまして、各市町村ともそれぞれの優遇措置を設けながら企業誘致に取り組んでいるところでございます。ただ、その部分について各市町村ごとに若干の差がございます。例えば鶴岡市の場合においては地域指定ということで、工業団地、工場適地、そういうものに場所を限定する、あるいは業種的にも工業、ガス供給業、倉庫業及び卸売業というふうに商業を含まない、あるいはその内容につきましても、固定資産税相当額の100分の50あるいは全額、加えて用地取得助成、用地取得にかかる優遇措置あるいは雇用にかかる優遇措置と差異がございます。今後の方向といたしましては、合併までにこれらの優遇措置については鶴岡市の例により統一基準を設定し、全市適用することといたしたいと考えております。ただし、助成内容については固定資産税相当額の全額というふうに考えております。これに伴い、用地取得助成及び雇用促進助成は廃止いたすものの、既に助成が決定している企業については、残年部分については助成を継続するというものでございます。

続いて5ページ、金融対策事業でございます。これも現下の厳しい経済情勢等に置かれている企業の方からは、いわゆる後ろ向き資金、不況対策資金、あるいは今後新分野の事業展開を考えておられる、あるいは店舗を新築なさって積極的な経営に踏み出したいと、そういう様々な企業、事業所の方々からもニーズがございます。現在鶴岡市では独自の融資制度といたしまして、中小企業長期安定資金パート、これは後ろ向き資金ですが、それ以外にも企業誘致に当たっての産業立地促進資金、あるいは新製品、新規創業にかかる支援のための中小企業活性化推進資金、小売店舗新改装等資金、金融機関との協調、融資等によって独自の金融施策を行うほか、利子補給あるいは保証料補給を行っているところです。他の町村におきましても、朝日村など独自の融資制度を設けるほか利子補給等を行っている町村も多くあります。これらの状況を踏まえまして、今後の方向といたしましては鶴岡市の例を基本に、金融施策につきましましては統一させていただき、全市適用という方向で調整を考えているものでありま

す。

6 ページ目、商工会補助でございます。合併後のスキームといたしましては、1 商工会議所、それから大山商工会を含めまして7 商工会が存在するという形になります。各々の商工会議所あるいは商工会におきましては、地域企業、事業所の経営相談、あるいは金融相談、あるいは経営指導等第一線となって活躍いただいているところですが、産業振興を通じての地域活性化にも様々なご努力をいただいているところでございます。ただし、会の運営につきましては、会員数の減少等によりまして大変厳しいということもお伺いしておるところでございます。ただ、自治体から各商工会への補助につきましては、その金額、内容とも相当差がございます。今後の方向といたしましては、合併後に各商工会の存続にかかる運営補助金については統一基準を設定し、補助金を交付するという形にいたしますが、合併後すぐということではなく、ある程度の経過年数を置き、その中で統一基準作りを行い統一させていただく。また、地域振興にかかりましての事業についても様々な差がございますが、これらの努力には私どもも積極的に支援していくという立場は貫くものの、これらのメニュー化を図り、それらの支援を図っていきたいと考えているところでございます。

7 ページ目、勤労者融資事業でございます。これは中小企業に所属いたします事業者の方々、労働組合を持たない事業者の方々を対象といたしました勤労者の方々への融資でございます。大企業であれば各種金融メニューもございますが、なかなか中小の企業にお勤めの方はそれらの措置も受けられないということから、各市町村におきまして独自の支援措置を行っているものです。代表的な例といたしましては、子弟の方々の就学に当たっての資金の融資とかでございます。これらについては、借入れの際の信用保証料等について補助を行っているというような内容になっておりますが、その保証料の補給割合あるいは補給期間、対象等について、一部町村では差がございます。こうしたことから融資済みのものについては継続をいたしますが、合併後の融資については市の例を基本に保証料補給等を統一し、全市適用を考えております。

次に、雇用対策事業及び新規学卒者就職支援等についてご説明を申し上げます。各市町村あるいは県におきましても、雇用対策本部を設けまして失業なされた方あるいは高校を出て社会に飛び立とうとする方々のニーズに合わせた就職を何とか支援したいと様々な努力を続けております。市といたしましても雇用対策本部を設け、求職ニーズの掘り起こし等努力いたしておりますが、幸い今年度は、いまだ低水準にあるとは言え、昨年を上回る内定率を確保しているところでございます。こうした中、藤島町あるいは温海町では60歳未満の離職者の方、あるいは未就職高校生等を雇用いただいた企業の方々に助成金を払うというような優遇措置も取られておるようでございます。今後の方向といたしましては、就業相談員の配置等による未就職者支援、新荘内病院の向かいの勤労者会館1階に鶴岡ワークプラザ、これはハローワーク鶴岡と私どもが協力いたしまして就職窓口の一本化を図り、各種就職の支援を行っているところでございますが、これらの拡充を行うとともに、やはり企業の方々が採用意欲を持ち得るような人材、これは求職者の方あるいは高校生を含めてですが、そういう人材を養成することがやはり根本的な解決策ではないかと考えまして、ビジネス外国語あるいは高校生を対象としましたOA講座、ビジネスコミュニケーション講座等を行っ

ておりますが、これら人材育成を主体とした雇用対策を一層推進することとし、お雇いいただきました企業の方々への雇用助成金の支出については廃止したいと考えています。

以上、商工部会でございます。

○進藤 篤委員長 それでは、次に観光部会の説明をお願いします。

○佐藤 茂観光部会副部長 観光部会のほうからは3項目が挙がっております。様式2の8ページと次のページ、別紙の9ページをご覧くださいと思います。また、本日お配りしました大判の説明資料につきましては、33ページから37ページまでをご覧くださいと思います。

まず第1項目目は観光振興事業です。これは各市町村単位で市町村もしくはその他の団体などが主催となって実行している祭りやイベントを記載したものであります。これらにつきましては、基本的に新市に移行した場合でも継続して実施されるものと思われるところですが、実行委員会あるいは支所等実施体制の確保を前提としながら、特に市町村が補助金等がかかわっている事業につきましては、この際再度事業の内容を点検し、適切な行政のかかわり方を検討すべきであるといったものであります。

次に、様式2の10ページをご覧くださいと思います。説明資料は38ページになります。この観光キャンペーン事業というのは、平たく言いますとこの地域への観光誘客活動であります。この事業についてはほとんど大都市圏に直接出向いての活動でありますので、なかなかこの地域の方々を目につきににくいというハンデが伴うものであります。しかしこういった観光誘客活動を怠りますと、旅行会社などからは旅行企画をつくってもらえない、また団体部分の招客をしてもらいにくくなるという結果につながるものです。現在この誘客活動は湯野浜温泉、湯田川温泉及び各地区観光協会などを中心とした鶴岡市観光連盟の観光キャンペーン事業と、温海温泉を中心とした活動に分かれて実施をしているところです。新市に移行した場合、旅行会社などから見てもこのまま二元的に継続をやっていいというふうには思えませんので、この際一元化できるように努力をしていきたいと考えているところです。

最後、3番目は鶴岡観光協会などの観光協会組織についてです。様式2の11ページ、それから説明資料は39ページでございます。各観光協会の組織につきましては、先ほどご説明をいたしました観光誘客に関する事業、それから祭り、イベントの実施、それから受入体制の向上に関する事、その他観光に関する調査、広報、連絡調整事業などを能動的に実施している組織であります。しかしながら各市町村における観光協会の地域における存在感といったらいいのか、歴史的な経過もありまして、それぞれの観光協会の組織体制は多種多様であり、特に収益事業を持っていない観光協会につきましては、専従職員の人件費など行政からかなり大幅なてこ入れを受けているものと思われるところです。こうしたアンバランスを新市に移行後、内容を精査しながら誰もが納得できるような一定のルールを設けて再調整をしていこうというのがこの調整の趣旨でございます。

以上でございます。

○進藤 篤委員長 一応、説明は終わりました。

区切りがいいようでございますので、説明が終わった段階で若干休憩をしたいと思
います。25分まで10分間の休憩をします。

(休 憩 午後2時17分)

(再 開 午後2時27分)

○進藤 篤委員長 それでは、全員おそろいですので再開いたします。

各部会、分科会から一通り説明してもらいました。これからは、分科会単位で事務
事業ごとに協議を進めていきたいと思います。

最初は、1ページの庶務・人事・選管分科会の管理番号011 003の市民歌で
ございます。これに関しては先ほど説明ありましたように、調整内容、時期などが事
務局案として出されましたけども、ご質問、ご意見等お願いしたいと思います。

○大滝助太郎委員 中身に入る前に、ここに調整期間というか時期とかあるわけですが、
ここにそれぞれ3年以内、5年以内あるいは当面従来どおりというようなことで印が
ついてあるんですが、これをこれでいいかどうかということなのか、例えば3年以内
の時期となれば、それは3年以内に決めていけばいいから、それはここで議論する必
要がないということなのか、ここでは何を審議すればいいわけですか。例えば3年以
内と書いてあるものを、いや、これは5年以内にしたほうがいいのかということも議論
するのか、調整の説明あったけども、ここでは何を議論するわけですか、まずその辺
の進め方を。

○石塚治人事務局総務課長 まずこちらから提示していますが、調整内容の部分と調
整する時期の振分けということでもあります。この調整内容は若干第一小委員会のと
ころはわかりづらいところもあるのですが、例えば廃止をするというような調整
案があったとします。そうした場合には、これは廃止できないのではないだろうかとか、
そういったようなご意見がある場合出していただくということになりますし、また、
調整する時期、合併までするといったような場合、それはちょっと急激すぎるだろ
うと、ある程度経過措置を3年なり置いて、合併までではなく3年かけて新しいやり方
を考えてみてはどうだろうかとか、そういったようなお考えが各委員にあるかと思
います。そういったようなことで協議をしていただきたいということでもあります。こ
の市民歌というところであれば、そういったご意見があるかどうかは別にしまして、
経過措置が3年となっていて、何とか何らかの方法で合併まで作ってしまえ
とか、そういったようなご意見があれば議論にもなっていくでしょうし、そういった
ようなことでもあります。いずれにしましてもこの調整内容と若干違った意見があり
だとか、調整する期間に別の意見があるといったようなことがあればご協議いただ
きたいということでもあります。

○進藤 篤委員長 大滝さん、どうでしょうか。

○大滝助太郎委員 それから一つ聞きたいのが、さっきの説明の中で、総合計画の審議会の条例設置…。

○進藤 篤委員長 大滝委員さん、これは事務事業を一つずつやっていきますので、そのときにお願ひしまして、今は市民歌に限ってということでこの調整内容あるいはこの経過措置ということでこれでいいかどうかということについての意見を、一つずつやっていきますのでそれは後でお願ひします。

こういう原案が出ているわけですが、もう少し資料が足りないとか、経過がわからないとかそういうことでもいいと思いますので。

それでは、市民歌に関しては原案どおりということでもいいですか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 それでは、次に進みます。011-004市の木、市の花ということですが、これに関してご意見を願ひします。

それじゃ、これも原案どおりでよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 次、011-005都市宣言に関してご意見を伺ひします。これも原案どおりでいいですか。

○齋藤 久委員 独自色の強い宣言の取扱いですけれども、新市の議会あるいは新市長の意向に沿って議決をするというようなことですが、藤島の場合人と環境にやさしいまちということで、町全体のイメージ、特色づけも含めた宣言をしているわけで、その辺をどう扱っていただけるのか、新市に移行しての議決というのは大変不安にも感じますが、その辺は事務局ではどのようにお思いか見解を伺えませんか。

○菅原一司総務部会員 様々の宣言がありまして、ここの庶務・人事・選管の分科会では概略的なことを話したということで、この調整内容にもありますとおり所管する部門でこの宣言についてどう取り扱ったらいいか検討していただきたいという内容になっていまして、人と環境にやさしいまちということになりますと環境関係のほうで、あるいは農業関係もかかわるのかちょっとわかりませんが、そちらのほうで方向性を検討してほしいということで、具体的に個々のことについてはこの庶務分科会のほうではそこまでは検討していないという状況です。

○齋藤 久委員 わかりました。交通安全の都市宣言や平和都市宣言はその取扱いにつ

いては何も異議が出ないと思いますけれども、今お話ししたように独自色のある宣言については、新市に移行した場合、少数意見と申しましょうか、薄められる可能性もありますので、今説明のように環境部門のほうで十分取り計らいを大事にしていだけるようによろしく配慮をお願いしたいと思います。

○進藤 篤委員長 その他。

○富樫栄一委員 ただ今藤島の齋藤委員さんからもお話ありましたけれども、共通する交通安全とか、そういう点につきましては異論がないと思いますけれども、これまでそれぞれ市、または町村で様々宣言ということでやってきたわけでありまして、7市町村こういうふうにありますけれども、新しい市に対して支障のない限り、市また町村のほうも当座の間宣言というのを残すということはできないものではないでしょうか。

○進藤 篤委員長 都市宣言を残していったほうがいいかどうかという、そこですけども、この件に関して検討した経過などあれば。

○富樫栄一委員 この内容を見ると数多くあるわけでもありませんので…。

○進藤 篤委員長 その辺の原点に返った話し合いはなされなかったのでしょうか、今の質問に関して。

○菅原一司総務部会員 事務局としては、まず新設合併という前提だったものですから、特に新しい市に移行する段階で新たに宣言するのかなということで、全部残すというところまでは考えてなかったのですが、改めて宣言しなおすのかなという考え方で整理しました。

○進藤 篤委員長 この辺は七つが一緒になるわけですのでいろいろあるかと思いますが、原案に示されたこの案でよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしということで進めます。

それでは、次に011-044名誉市民顕彰に関してですが、ご意見をお伺いします。

○前田藤吉委員 名誉市民ということで、鶴岡市の例を基本にして調整するとありますが、今まで町村でかなりの方が名誉町民または名誉村民ということで顕彰されているわけですが、これは新しい市になった場合、今までの町に対しての名誉ということなどがずっと来て今度は表彰しなければならないのではないかといいところは、そのことは全然なくなるのか、経過措置が1年とあるようですが、それも含めてこれから

名誉市民に考えていくのか、その辺はどうでしょうか。

○菅原一司総務部会員 既に推戴されている方については、例えば藤島町の名誉町民であれば藤島町の名誉町民ということで、新しい市で顕彰するという、合併後に推戴する方については新しい市の名誉市民ということになりますけれども、既に推戴されている方は、新しい市の名誉市民ということではなくて旧市町村の名誉市民、名誉町民、名誉村民ということで顕彰していくという考え方で整理しています。

○前田藤吉委員 そうすると今まで町村で、あの人は名誉町民にしていかなければならぬというのにしていない人も中にはあるという場合には、それも含めながら名誉市民に持っていくと、こういうふうになるわけか。

○菅原一司総務部会員 新市になって以後の名誉市民ということでは新しい基準で推戴していくと、既になっている方は元の名誉町民、名誉村民ということで新しい市になっても顕彰していく。ただ、新しい市の市民でなかったものですから、旧市町村の名誉市町村民ということで新しい市になっても顕彰はしますけれども、元の市町村の名誉市民ということで顕彰していくということです。

○進藤 篤委員長 前田委員さん、いいですか。

○前田藤吉委員 いいです。

○進藤 篤委員長 合併前の町村の名誉町村民という扱いになるわけです。

○前田藤吉委員 それは取扱いをしますと、こういうことか。

○菅原一司総務部会員 ほとんどの市町村の場合、選定委員会なりを開いて意見を聞いて、そして議会の同意を得ながらその市町村長が推戴するという形になっていますので、やはり新しい議員あるいは新しい市長が決まって推戴するという形になりますので、経過期間というのは特にないのかなと思います。

○前田藤吉委員 わかりました。

○進藤 篤委員長 ほかに。

○大滝助太郎委員 現実問題としては、例えば今の名誉市民、名誉町民という方々が亡くなっている方もあるし、丈夫で活躍している方もいるわけだ。そうするとその方々は旧の市町村の名誉町民、名誉市民だということで、今度旧単位はなくなるわけだから、新しい市では関係ないとなると、既に亡くなっている方はいいとしてもまだ活躍されている方々は新しい市では今度もう一度新しい市の、何かそういう方々をいろいろ

る行事なんかで、そういう行事があるのかないかわからないわけだけれども、そういう方々は前の市町村という組織がなくなるわけだから、それは関係ないということになるのか、また新市で新たに名誉市民なりを受けないと今の説明ではいろいろな行事に招待するということができないような感じがするが、その辺はどうか。

○菅原一司総務部会員 新しい市の名誉市民ではないんですけれども、前の市町村の名誉市民ということでそれはそれ相応の対応をする必要があるということでは事務局では考えています。

○大滝助太郎委員 それはどこでやるのか、旧単位でそれをやるということになるのか。新しい市でやるとすればそれは受け継ぐようなことをしないと無理ではないか、さっきの考え方からすれば。これは古いあれでやるのだと、これから新たに選ぶ方々はこれからの新市の名誉市民だけれども、前の方は関係ないということになれば…。

○菅原一司総務部会員 これは前の市町村で推戴した名誉町民、名誉市民で、名誉町民、名誉市民は前のときに選びましたけれども、その時点では新しい市の市民でありますので、それはそれ相応の対応をしていかなければならないと考えております。

○大滝助太郎委員 ということは継続をすると、それならいい。そういうふうにしたほうがいい。

○進藤 篤委員長 大滝委員さんいいですか。

○大滝助太郎委員 さっきの説明では何かあとはそこそこでやってくれというような感じに取れたので、それはやはり今の考え方に賛成です。

○進藤 篤委員長 この件に関しては原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 それでは、原案のとおりということとします。

それでは、次のページに入りまして2ページ、011-045 市政功労表彰の件に関してはいかがでしょう。

原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「賛成。」という声あり)

○進藤 篤委員長 賛成の声がありましたので、そのようにします。

次、011-052 姉妹都市等交流の件に関してはいかがでしょうか、ご意見をお伺いします。

この件に関しても原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 ではそのようにします。

次に3ページに入ります。012-18(新市)総合計画策定に関して原案が示されていますが、この件に関してご意見をお願いします。

○大滝助太郎委員 さっき言いかけた総合計画の関係の審議会、これいいんでしょう、別々か。

○進藤 篤委員長 次にありますけども、これは別々になっています。計画の策定と審議会という会の設置に関しての提案ですので、策定に関してのことに絞って、一緒でもいいような気もしますけどもまず分けて、計画をつくるということのほうです。これに関して原案のとおりでよろしいですか。

(「賛成。」という声あり)

○進藤 篤委員長 賛成の声がありますので、そのようにいたします。

次に、012-19総合計画審議会、この件に関して質問を伺います。

○大滝助太郎委員 まずこの審議会のことですが、人事の件でさっき説明はあったけれども、これから抜けられている、要するに組織機構と人事配置の件については今回のこの書類からは抜けられたということなんですが、ただ第一小委員会から見ると組織機構というのは非常に大事なところなんだ。それで、今回この調整項目からは抜けたけれども、項目としてはあるわけなので、この委員会ではどこかの時点でこれを審議する時間があるのかどうなのか、その辺をお聞かせ願います。

○石塚治人事務局総務課長 先日の1月18日の合併協議会の際にこの2,500からまだそこに載せていませんということで、公社と第3セクター等、また一部事務組合等、事務の組織及び機構等、一般職の職員の身分、農業委員、財産といったようなことを挙げてあります。また18日の協議会では地域審議会といったようなことでも意見がありましたけれども、そういったものも含めまして協議するようにといったようなご指示をいただいておりますので、きょうは全部で三つの小委員会合わせて163、この第一小委員会は29という限定になっておりますけれども、今申し上げましたようなものを今後全体会の中に上げまして、各小委員会のほうにそれぞれ分けて付託するといったようなことになろうかと思えます。そういった際には第一小委員会部分につきまして今申し上げました、合わせて七つになりますか、さらに加わるものがあるかどうかはありますけれども、そういったところについてご協議いただくと。当然、組織機構あたりも大枠のところを小委員会でやってくれということにもしなるとすれ

ば、第一小委員会かなというふうにも思っておりますけれども、まずきょうの部分はこの163のうちの29といったようなことでご協議いただきたいと思います。

○大滝助太郎委員 この間の全体会の中で言われたことは、やっぱり今の地域審議会の件も小委員会で検討していいという話だったんだけど、少しさかのぼるとどうもそれはここであまり審議しないでくれというみたいな、そういう結果になったようなこともあったんですけども、それはあまり気にしなくていいということなわけだな。

○石塚治人事務局総務課長 ちょっとまだ議事録もできていない段階でありますけれども、私の記憶でも第一小委員会で検討しなさいというようなこともあったり、または委員の中に全体会で協議すべきではないかといったような発言の委員もあったかと思えます。いずれにしましても協議会のほうにお諮りしなければいけない事項でありますので、協議会のほうに事務局のほうで2月以降のところを出させていただきまして、その全体の中で第一小委員会への付託で集中的にやってくださいというようなことになれば、こちらで協議していただくということでもあります。これは地域審議会に限らず、前回これからということにしておりました組織機構だとか職員の関係だとかそういったようなことがほかにもあります。そういったことが仮に小委員会に下りていくというようなことを想定すれば、かなりこちらのほうに来る部分があるのだろうとは思っておりますので、きょうのところ21が終わって残り八つが次回ということでもかなり少なくということでもありますけども、今回かかってない部分を含めて考えれば、第一小委員会はまた増えていくのかなと思っておりますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大滝助太郎委員 きょうだってかなり時間があるわけだから、ただこれだけずっといてもそんなに時間はかからないんだ。第一小委員会というのは三つの委員会の中で基本的なものを取り扱うところだ。だから、そういうことで例えばきょうもその他というところもあるわけだから、その辺のところを。全体会というのはなかなかそんなに細かいことをいろいろ意見を言うような場ではない。だから、委員の方々が思っていることをいろいろ言うのが小委員会だ。そういうふうなものをむしろどこからこれを相談してくれというよりも、ここでこういう問題を全体会に持っていくというような方向にするのが、私はこの委員会の役割ではないかなと思うんだ。

○石塚治人事務局総務課長 今回の29もきょうの分と次回の分を分けてありますが、もっぱら事務的な資料のそろえ方のことであります。八つにつきまして資料をそろえるのがちょっと手間取るなといったことで、21は確実にできるということで今回出させていただいております。そういったことでこの前未掲載としてあるところも事務的な整理が遅れている部分でございます。私どものほうからきょういきなりそういったものを第一小委員会でお願ひしますというわけにもまいりませんので、きょうは出しておりません。やはり、全体協議会に1回上げまして、第一小委員会で、これは第二小委員会で、これは第三でといったような振分け、もちろん今回の163についても

事務局案として振分けをした上でご承認いただいているわけですが、そういった手はずの中で一旦これも専門小委員会の議題にさせていただきたいというようなことを出した後に下ろしていくというような手順になるかと思えます。協議しないということではございませんので、ぜひそのあたりはご理解いただきたいと思います。

○進藤 篤委員長 じゃあ、先に進みます。

○大滝助太郎委員 先ほどの総合計画の審議会というのは、おおよそどのような会なのか。

○小林 貢企画分科会長 基本的に現在7市町村でも、名称は総合計画審議会であったり、振興審議会であったりするわけですが、条例で設置してそれぞれの首長の諮問に応じて総合計画の策定とか進行管理とか、そういったことを行っております。それぞれ7市町村で具体的なテーマといいますか捉え方に関しては、資料をつけてあると思えますけども、それぞれ違っております、進行管理で3か年の実施計画を審議会にお諮りするという団体もあるようですし、一定の重要なテーマがあったらそこに報告して、委員のご意見をもらうというような内容もあるようで、今回は基本的には策定が基本であると思えますけども、重要なことに関しては審議会に権限を与えると、一定のそういう幅というものはあるかと思っています。

○大滝助太郎委員 そうするとこれは要するに新市の総合計画ですから、新市の全体の審議会ということなわけだ。そうすると例えば合併前までの条例設置というのはもっとあるわけですか、このほかに、これだけですか。こういう条例設置というのはここで初めて出てきたわけだけども、このほかにあるわけですか、合併前までに条例が出てくるというのが。

○石塚治人事務局総務課長 庶務分科会のほうから....

○菅原一司総務部会員 今回新設合併という前提になりますと、今ある市町村の条例というのは全部失効してなくなるわけですが、ただ、例えばその条例がなくなると行政運営がうまくいかないというような条例もありまして、そういう種類の条例につきましては市長の職務執行者が選任されますけども、その市長の職務執行者の権限で条例を専決するという手法があります。例えば建物の設置条例ですとか、あるいは市民に直接かかわる日々の暮らしにかかわる条例ですとか、水道とかそういう様々のなくてはならない条例がありまして、そういう条例については合併と同時に効力が発せられるよう市長の職務執行者が専決するというような仕組みになっておりまして、そういう条例が今どういう条例があるかということで、事務局で整理している段階です。

○大滝助太郎委員 そうすると合併までにということだから、新市の議会で決めるわけ

でないのか、これはどこで決めるのか。例えば、旧というか今のそれぞれの議会でこの条例を決めるということになるのか、その辺は。

○**小林 貢企画分科会長** ほかの条例も同じですけども、基本的に条例の内容に関してそれぞれの市町村なり、こういった協議会の場での検討を含めまして、条例というのはかなり事務的な話になるものですから、7市町村の行政の整理の中で条例をつくっていくということになると思いますけれども、実際、各市町村で議決するのではなくて、先ほど庶務分科会から申しあげましたように職務執行者が...

○**大滝助太郎委員** 協議会ですか、協議会で。

○**小林 貢企画分科会長** 条例の細部まで協議会というのは、これはかなり技術的な話になりますので、調整項目の方向をこの協議会で一定の方向を出していただいて、あとは技術的な話になりますので事務局で条例をつくっていくということになると思います。

○**大滝助太郎委員** そうすると正式には新市の議会で決定することになるわけか。

○**佐藤智志総務部会長** 専決処分の場合、新市の議会で承認をもらうことになります。

○**大滝助太郎委員** その前にどこかで打合せをするわけだな。

○**佐藤智志総務部会長** これからいろいろ詰めていく段階で、市町村の幹事会ですとか市町村長、助役会議等で協議していきますので、その辺は各市町村の幹事等を通じまして議員さんにもご連絡、当然なるかと思しますので、その際はよろしく願いいたします。

○**進藤 篤委員長** いいですか。

○**大滝助太郎委員** はい。

○**進藤 篤委員長** そのほか、総合計画審議会の件に関して。

○**齋藤 久委員** お話のように新市で総合計画審議会を条例で設置して審議してもらうということはいいいわけですけども、さらに具体的に考えるには審議会の委員なるものは、私は旧市町村単位から委員が選出されるような方がいいと思うということで、前からこの専門小委員会で述べさせていただいている地域審議会をぜひ設置すべきだということを言わせていただきましたけれども、それはきょうは具体的に議論しなくてもいいわけですが、ぜひどこかでこの専門小委員会で地域審議会の名称を初めいろいろ内容について具体的に議論を進めてほしいなと思うのです。私はこの委員は

各旧市町村から選出されたもので新市の総合計画を決めるということでもいいわけですが、旧市町村でも旧市町村の地域住民の声を吸い上げられる地域審議会を設置して、議会の権能を侵すような組織ではいけませんけれども、ぜひ合併協定項目に設置をするということで、合併前から決めていただきたいと思いますけれども、その具体的な協議をする時間をどこの時点で取っていただけるのか、おわかりでしょうか、お考えでしょうか、その辺を。

○石塚治人事務局総務課長 これにつきましては先ほど申し上げましたとおりであります。12月と1月のビジョンの中でもそういったような住民の声を反映できるような場を設置するといったようなことで書き込んであるわけですが、それについては委員の中から地域審議会ということで設置を求める声、または設置についてちょっと疑問を呈する意見だとか、そういったものがこれまでの委員会でも出されているわけですが、検討しろといったようなご指示でもありましたので、2月以降の協議会のところでこちらのほうから整理したものをある程度出ささせていただいて協議するというようなことになろうかなと思っております。それについては第一小委員会で集中的に協議するよということであれば、そういったことになろうかと思っておりますけれども、まだ正式なところで地域審議会について協議しましょう、さらには専門小委員会で協議してくださいというようなことにはなっていないというような受け止め方をしております。ただ、いずれにしても何らかのそういったような仕組みが必要だといったことでは、前回までの協議会の中で意思統一されているのかなと思っておりますので、これから2月の協議会以降のところでご協議いただくことになると思っています。今のところ、まだ協議会自体で前回の1月18日の際も意見が割れているような状況でもありましたので、はっきりここで私申し上げることはできませんけれども、いずれにしても協議はするといったことになろうかと思っております。

○齋藤 久委員 ぜひ協議できるように取り計らいをお願いしたいと思います。前の合併協議会でもいろいろ事務局から説明をされて、今この専門小委員会などで事務事業の調整をしているわけですが、その中から首長が協定書に盛る合併協定項目を出すということでしたけれども、言い方がちょっと誤解を招くかもしれません、専門小委員会や合併協議会で述べたものが首長の判断で載るか載らないか決まるというような専門小委員会、合併協議会の形骸化とか、いろいろ感ずるところがありますので、首長の独断でなく、いろいろ多くの委員から声が出ておりますので、その声を上げてもらうように、最終的には提案権は首長だということでは会長が述べておりましたが、ぜひ専門小委員会、合併協議会の委員の声を大事にしてもらいたいということもつけ加えさせてもらいたいと思います。

○富樫栄一委員 今の件で、この間の協議会でも特に町村の委員の方から地域審議会ということが出ておりますし、この際この二つの件を、これから協議会でどのように出てくるかわかりませんが、それをもってこの件を審議したほうがいいのかと思っておりますが、どうでしょうか。

○進藤 篤委員長 これはまず棚上げにしておくということで、出てきてからという…。

○富樫栄一委員 関連あるものだから、これがあればあと地域審議会はいらないという
ような意見も何か予想されるので、その辺そういう事務局の提案が予想されるという
ことで…。

○進藤 篤委員長 私はこれはこれで上がった計画として、ここで決めたほうがいいだ
ろうし、地域審議会という声は前々からあったし、それはそれでこの前もそのほかの
未提出項目があったわけですので、これは後にしたほうがいいのではないかなと思っ
ています。

○富樫栄一委員 関連あるものだから…。

○石塚治人事務局総務課長 先ほど企画分科会長が申し上げましたように総合計画審議
会というのはまず、地域審議会があろうがなかろうが自治体があればあるのが普通な
わけでありまして。そういった観点でありますので、必ずしも地域審議会と一緒にとい
うことではないのかなと思います。ここで提案させていただいているのは、とにかく新
市で総合計画審議会が必要だろうということを申し上げておりますので、その点だけ
ご了解いただければいいのかなと思います。確かに藤島町の議長さんおっしゃったよ
うな委員を各市町村から選任してもらいたいという、そういった意見は結構だと思
いますけれども、総合計画の審議会を地域審議会とリンクして考えるということ
ではなくて、まず普通の自治体であれば必要な審議会だと、それを新市一つで置く
のだということでありまして、そういった部分についてだけご協議いただきたいな
というふうに思います。

○大滝助太郎委員 (1)が終わってからやろう、時間あるから。

○進藤 篤委員長 今の総合計画審議会に関して。

○齋藤助夫委員 今も委員長からもお話があったようですが、012-19で今検討し
ているのは総合計画の審議会でありますので、それから飛躍したような形で地域審議
会についてもいろいろ要望なりがあるわけですが、鶴岡市議会としても地域審議
会については慎重に対応すべきであるということで一致しているわけですが、その位
置づけであるとか具体的な内容についてはまだ不透明なところもありますし、ただ地
域審議会ありきでなくていろいろな本所、支所機能とかそういうものもあるわけ
ですから、その辺のところももうちょっと検討しながらやってもらいたいと思
いますし、ただここで議論することについては否定するものではありませんけれど、
ここで強く要望するとかあるいは結論を出すとかということではなくて、その
辺の弾力性も考
えながら、まずとにかくきょうは地域審議会とはリンクしないで、今総務課長のほう

でもこれからいろいろな資料を提供しながら審議する機会が必要であろうということです、そういう方向で、まず今回はこのぐらいにしたらどうかと思います。

○**進藤 篤委員長** 委員の皆さん方の意見を聞くということで、ここでいいとか悪いとか採決して決めるものではないと思います。

○**鈴木多右エ門委員** この問題は、私は事務局で説明しているとおり、委員長が今発言したようなまさにそのとおりであって、富樫委員さんの地域審議会の考え方はまったく別の次元の問題だと思います。当然、事務局で説明あったとおり、各自治体には事業を進めていく上で振興審議会とか総合審議会とかあるわけですから、それと同じように新しい市が誕生すれば当然これは自動的に必要な重要な会ですから、これは原案のとおりでいいと思います。やはりその中で何人の構成でメンバーをどうするかというのは齋藤委員さんが要求しているとおり、各自治体の代表と思われる方々をメンバーの中に入れてくださいという一つの要望、そういった今まで我々、委員の皆さんこと言っていりほども地域審議会、支所、本所、組織機構、それに伴うところの地域審議会というものを話し合われてきた経過ですが、それも十分考慮してくださいという要望だと思うし、これは当然の要望かと思うし、きょう提案されているものは当然あってしかるべきものだと思うし、原案のとおりで結構だと思います、賛成します。

○**前田藤吉委員** 私も鈴木さんのご意見に賛成です。これは新市になったら審議会が必要だろうということで、今出しているのだと思うし、また各町村に地域審議会というものを置くということはこれから議論していくべきではないかなというふうに思います。

○**富樫栄一委員** 今鈴木さんが言ったのは、これは当然そのようだと思いますけれども、ただこれだけ地域審議会と言われている中で、条例設置なものだからやはりこれはセットで、そこも含めた考え方で持っていかないと、これが先行してしまうと、どちらかというところの内容が充実したものであれば、地域審議会はいらないのではないかと協議会で今後出ない、会議をしないのではないかとというふうに私は予想されるものですから、特に町村の場合心配しているのは地域の声が中央に届かないというようなかなり心配される合併のデメリットがあるものだから、条例設置するのならばこれも含めてセットしてやればいいのかということで私は意見を言ったのです。

○**進藤 篤委員長** 非常に大事な地域審議会とリンクということでも話がありましたけれども、私はこの件に関しては、これはこれとして地域審議会があるがなかならうが、これはやるべきものであろうと思うし、これは原案としていいと思うのだけでも、今リンクという話ありましたけれども、ほかの委員の方々はどうですか。

○**鈴木多右エ門委員** 委員長の整理で賛成します。

○進藤 篤委員長 これはこのとおりで決めると、原案のとおりということによろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 原案のとおりとさせていただきます、今非常に大事な地域審議会の話題もありましたし、まだ未提出の事務事業のリストも配られた経過がありますし、今後それらの対応もしながら、今の委員の方々の意見も十分尊重して、重きを置いた決め方をさせていただきたいと思います。

それでは、今の総合計画審議会は了解、今の意見で終わります。

次、012-58地域情報化施設管理運営に関してのご意見を伺います。

これは原案どおりでいいですか。当面従来どおりという表現ですけども、いかがでしょう。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしとして進めます。

次、012-59情報基盤格差の是正、この件に関してのご意見をお伺いします。

○大滝助太郎委員 これは中身はどうなっているのか。

○進藤 篤委員長 内容についてということです。

○小林 貢企画分科会長 お手元の大判の説明資料の20ページをご覧くださいと思います。地域の情報化という場合、具体的な通信とか放送とかということで課題になっているのが、携帯電話の不感地域、それからインターネットブロードバンド対応といったサービスの未提供地域、それからその次の21ページですけれども、テレビの難視聴地域といった通信、放送のサービスが問題になっているということで、携帯電話に関しては15年末で約780世帯、約3,000人が携帯を利用できない。新市全体ですと約46,000世帯くらいあると思いますけれども、そのうち780世帯では携帯が使えないということで、主に山間部、朝日とか、温海町に関しては昨年PHSということで整備をして、今度PHSは使える、携帯は使えないということで、山間部に関しては民間での事業の採算性の面から事業化が進まないという現状でございます。

それから、ブロードバンドインターネットに関しては、普通の電話回線を使ったサービスというのは新市全域で使えるわけですけども、高速大容量のブロードバンド対応、ADSLとかそういった技術を使ったものは平場、市街地とか平野部では相当のエリアをカバーしておりますけれども、これも事業採算性の面から温海の345沿いとかあるいは朝日村、朝日村はほとんど全域になりますけれども、民間ではこういったサービスができないという状況でございます。

テレビ難視聴に関しては、特に朝日村が多いわけですが、一部ではフジテレビが映らないとか、ほとんど共同アンテナを組合といった運営法で対応しているということで、一部地上波のテレビが見られない地域があるということでございます。

こうした携帯とか、インターネットとかテレビの面で、なかなか民間ではできないところを行政がある程度国の補助なり、いろいろな制度を使ったり、民間との連携を図りながら、そういった格差を解消していくべきではないか。具体的な整備の手法に関しましては、それぞれ町村でのいろいろな検討を現在されているようですけれども、新市全体としての格差是正という観点からこの1年、具体的な事業の内容と申しますか整備手法を含めて、少し勉強させていただきたいというものです。

さらに21ページでございますけれども、櫛引町のケーブルテレビにつきましては、昨年12月に三大都市圏で放送が開始されたということということで、23年7月にはアナログ放送が終了するというので、こういったことに向けてケーブルテレビとしての対応だとか、そういった施設面での対応が必要であって、このことはまずそういった対応をしていくべきではないかというような内容でございます。

○進藤 篤委員長 いいですか。

○大滝助太郎委員 賛成です。

○齋藤 久委員 合併した場合に、今までの七つの市町村が一緒になるわけで、しかも窓口業務も支所方式ということであれば、お互いに情報が早く、容量も多く支所間で交換しなければならないこともあると思うのですが、そのような情報交換システム、郵便局などにも窓口業務が拡大されることも視野に入れているのか、その辺の行政情報をそれぞれの本所、支所間などでどのようにやり取りができるようにしようとしているのか、その辺も説明願えればありがたいです。

○原田利也電算システム分科会長 現在、電算システム分科会のほうで検討しておりますけれども、現行、住民票等を窓口で発行している部署につきましては、通信事業者の回線を借りてコンピュータをつなぎまして、現行どおりのサービスができるような条件で検討しております。ですから、その手法としましては、ネットワークを使って必ずオンラインでやるという手法もございますし、あるいはファックス等を利用して発行するという手法もございますけれども、現行の窓口サービスは低下させない前提で検討しております。

○進藤 篤委員長 それでは、今の情報基盤格差の是正に関しては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 次に、012-60地域情報化推進についてご意見をお伺いします。

原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしという声もありますので、そのように原案のとおりということで進めます。

次、4ページ、050-06独自の企業立地助成制度に関する原案が出ておりますので、これに関してのご意見を伺います。

どうですか、原案のとおりでよろしいですか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしの声もあるようです。こうしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

次、5ページ、050-22金融対策事業ということです。これに関する意見をお伺ひします。

原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしの声もありますので、このようにさせていただきたいと思ひます。

次、050-24商工会補助、それぞれ課題、調整内容が提案されておりますが、これに関してどうでしょう。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしでよろしいでしょうか。

(「賛成。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしの声もありますので、そのようにしていただきます。

次に進みます。7ページ、050-27勤労者融資事業について意見を求めます。

原案のとおりでよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 次に、050-32雇用対策事業、これは050-34新規学卒者就職支援、二つ一緒になりますが、内容については同じ内容ということで記載されております。これについてのご意見をお伺ひします。

○**鈴木多右エ門委員** こういう問題はやはり各自治体で特色を持ったやり方で育成したり補助したりしてきて、支所、本所という言葉がやっとちょっと前に出てきたようですけれども、今まで自分が主張してきたものはそういう支所、本所機能を置いて、そこには一定の予算と権限はやはり与えるべきだと、そういうものがさっきも出た地域審議会、一定の与えられた予算をどう町民のために使うかというのは地域審議会等で検討していく、そこに特色のある自治体が存在していくと思うんです。こういう問題は支所、本所機能を置くのであれば、一定の与えた財源の中からどうしようとも皆さん方の勝手ですというようなことでやるのがいい方法ではないかなという感じがしているんです。藤島町とか温海町が出ているわけだけでも、こういう特色を持ったものが、この委員会で合併前にすべてなくして統一していくという決め方をしていくと、その商工会さんから見れば特色が失われたということにもつながってくるので、さっきもちょっと出たようだけれども会議の進め方で、組織機構は2月になったら出すし、その前に多くの項目は話し合いをしてくれというのは逆だという意見が出るのもこういうところから来ているのではないかなと、私もこういうふうになってくると、何か相談の仕方、資料の出し方が逆なような感じで、基本となるものが後で出てくるというのはおかしいような感じがする。そんなことからして、果たして原案のとおりでいいのかどうかというのは正直迷う問題です。皆さんどう考えるか、私は何かそういう感じがしますが、次の問題もそうです。観光振興事業、これも何かそういう感じで、第一小委員会では今のところそういう問題を感じるのはごく少なく今まで進んできていますが、他の委員会では本当に具体的に特色のあるものを維持していくために当然、支所、本所機能のあり方というものが、どうなんでしょう、第一小委員会以上に問題が出ているのではないかなと、想像だけでもそんな感じがします。皆さんから聞いてもらえれば。

○**大滝助太郎委員** 今のはいい意見だと思う。

○**進藤 篤委員長** なかなか一緒になると個性が薄くなるというか、一つにまとめようとすると大変なのだと思いますが、皆さん方どうですか。

○**齋藤 久委員** 商工部会全般に言えることですがけれども、少子高齢化時代の中にあつてその対策の一つとして合併が今取りざたされて協議をしているわけですが、高齢社会は望ましい社会で、幸せな社会を築いていくということで考えると、60歳以上の人も何らかの仕事をもちながら社会貢献をしていくというのが当たり前のことだと思います。そういうことになると、今までそれぞれの地域でやってきたノウハウを新市の合併を機会に何が何でも画一性ということで統一する必要は、今鈴木委員から言われたように私は何にもないのではないかと。商工会も含めてですけれども、地域のところはもっともっと地域の人たちで議論をして、やろうということで決まったらそのことに責任を持つという地域内分権というものをもっともっと進める必要があるというふうに思いますので、調整項目ということで協議をしておりますけれども、できる

だけ地域の特色を残しながらいろんな形で仕事に就けるような行政の横出しだとか、後方支援だとかをやっていくのが一番いいのではないかなと思います。

○大滝助太郎委員 私さっき賛成したのは、支援そのものに賛成したのではなくて、それぞれの地域の特色を出したりするという点については賛成です。ただその場合に、この求職者の支援については同じ行政体で一つの政治手法だ。だから、例えば今の雇用関係で1人当たりいくら出すとかというのは、あまり地域間で差があってはまずいと思うんだ。地域というのは、例えば伝統文化であるとか、地域全体の今までのいろんな行事であるとかはこれからも続けるということは、私はやっぱりある程度の一定の予算を地域の方々が自分たちで計画してそういう行事をするということは大事なことだと思う。ただ、個々の言え、雇用に対して1人頭いくら出すというのは政策的な問題だから、これは同じ市の中で政策が個々の利害みたいなもので、逆に言うと同じ新市の中で住んでいるところが違ったとしても、同じ職場で働いている場合もあるわけだから、そうすると同じ職場に働いていても住んでいる場所によって別の恩恵を受けるということは、これはいいこともあって、逆に格差が出てくるということもあるので、このものは原案でいいと思うのだけでも、さっき言った基本的な部分の地域ということ、今までいろんな地域で自分たちで地域づくりをするということ、そういうものの考え方というか、そういうことについての行政のあり方というか、地域の役割分担というか、今言っている例えば支所の役割なり組織機構というのは、そういうふうなある一定の地域というものがそれなりに自分たちで今までのいいところを継続していくということは非常に必要だと思う。その部分と今調整しなければならない問題との区別というのはどこかでつけていかなければならない。それをどこにするかということは難しいと思う。ただ、今の新規学卒者の就職支援については、同じ行政体で、しかも同じ職場で働く場合もあるのだから、その中で出身地が違うことによって恩恵が違ってくるということになると、支援策をしたことが逆に不平等みたいなことにもならないかなという気もするし、この点については私は一律になってもやむを得ないのではないかなと思っているけども、ただ根本的なことについて地域全体というふうなものな考え方をした場合に、これとは直接関係ないわけだけれども、何でもかんでも皆調整ということではなくて、そういうことは考えなくてはならない。ただ、この件に関してはいいのではないかなと思います。

○進藤 篤委員長 今の意見はこのことに限らずすべての面でそういうことが言われることかなと思われま。個性がなくなるといえばいいか、地域性が薄くなるという感じがしないわけでもございません。今後こういう意見も大事にしてほしいと思います。そのほか、ございませんでしょうか。それでは、今の雇用対策事業と新規学卒者就職支援に関しては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○進藤 篤委員長 次、8ページ、060-002から040、この管理番号というのは中を飛ばしたとか何かあってこういう表現なのでしょうか。

○石塚治人事務局総務課長 元々分かれていたのを一緒にした関係で、番号をずっとつけてきた関係で、特に番号を気にしないで協議していただければと思います。

○進藤 篤委員長 表現上このようにしたということです。事務事業名は観光振興事業ということでございます。これに関して先ほどの説明で調整内容、振分けが表明されておりますけれども、これに関して質問を受けたいと思います。意見ををお願いします。

これは当面従来どおりという表現であります、これに関して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 異議なしの声がありますので、これは原案のとおりということでまとめさせていただきます。

それでは、10ページの060-045観光キャンペーン事業、これに関してご意見をお伺いします。

原案のとおりでよろしいですか。

(「異議なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 それでは、異議なしの声がありますので、これは原案のとおりとさせていただきます。

最後になります、060-070鶴岡観光協会等ということでの項目になっております。調整内容、時期の振分けが表明されておりますが、これに関して。

原案のとおりでよろしいでしょうか。

○大滝助太郎委員 これは鶴岡観光協会等となっているがどうしたことだ、仮の名前ですか。

○進藤 篤委員長 事務局、この表現が鶴岡観光協会等という表現になっておりますけれども、事務事業名ということでの表記になるわけですが、ずっとこのままでいくわけですか。

○佐藤 茂観光部会副部長 たまたま鶴岡市の鶴岡観光協会が先頭にあるものですから、鶴岡観光協会等というような項目の名称になりますけれども、正確に言いますと鶴岡観光協会等各観光協会組織といったような言い方が正しいかと思っておりますので、どこかの時点で直したほうが誤解を招かないと思っておりますので、修正をさせていただければと思います。

○大滝助太郎委員 新市の名前がつきそうだということなんでしょう、違うのか。

○佐藤 茂観光部会副会長 そういうことではありません。

○大滝助太郎委員 大体鶴岡市の名前を予定してあると、そういうことか。

○佐藤 茂観光部会副会長 決して観光協会組織を1本にまとめようということではなくて、先ほど委員の皆さんで話題になっておりますけれども、やはり地域の特色といますか、そういった祭りとかイベントを各地域でやっておりますので、そういったものはなくすることはできないだろうという意味合いも込めて各観光協会の組織は残しながらも、補助金のあり方ですとか、専従職員がいるところといないところがばらばらになっておりますので、一定程度の調整は必要だろうという意味合いから、こういう形で調整項目に載せたという経過でございます。

○大滝助太郎委員 これ5年以内でいいのだろうな。

○進藤 篤委員長 大滝委員さん、どうですか、いいですか。

○大滝助太郎委員 5年以内というのは、これはやむを得ないのかな。

○富樫栄一委員 今それぞれ7市町村で観光協会という組織があるわけですが、これは行政区域以外のまた独自に組織化している、ちょっと勉強不足でわかりませんが、今後新市になった場合に、あくまでも行政区域内に置いて専従職員を派遣しながら運営していくのか、これも課題であればそれでよろしいですけども、もし具体案を持っているのであればお聞かせいただきたいと思います。と申しますのは、観光となりますと、羽黒の場合を見ても、行政区域外に置きますとなかなか大変になるというふうに、やはりそれはそれとして独立して、組織化してそれを育成するというような考えのほうの方が将来的には良いのではないかと思いますけれども、そういうふうな考えはあるのかどうか、その辺。

○佐藤 茂観光部会副会長 ただ今のは、行政とは切り離して観光協会を独自に活かしていこうということだとお聞きしましたけれども、実際問題として今現在でも行政の職員が兼務して各観光協会を運営しているところが多いのではないかなと思います。そういった場合は、先ほど来話題になっております各支所というものがどういうふうな位置づけになるかということと非常に関係してくるのかなと思われれます。そのことが決まればおのずと観光協会のあり方もある程度決まっていくのかなというふうにも思われれます。先ほども申し上げましたように専従職員も置いたままで切り替わるのか、そういったことを5年以内で調整していかなければならないのではないかと考えておりますので、今現在はこのままの形で移行するのが一番問題なくいいのではないかと

考えておりますけれども、支所のあり方も関係してくるのではないかとこのように考えています。

○**富樫栄一委員** わかりました。特になかなか合併といいますと、大きくなればなるほど、行政が中に入るとどうしても民間意識と申しましょうか、企業意識というものがどっちかという薄れますので、やはりこの合併はコスト低減という面もかなりあるのではないかとこのように思いますので、それはそれなりに民間活力を入れた、企業感覚を持った観光協会のあり方にすべきだと思いますので、これからもそれを含めて検討していただければと思います。

○**進藤 篤委員長** ほかにどうでしょう。

それでは、これは原案どおりということによろしいでしょうか。ご異議なしということによろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**進藤 篤委員長** それでは、そのように原案のとおりということにさせていただきます。

これで全部終了しましたけれども、何かちょっとこのところ言い忘れた、あるいは聞きたいということがありましたらお聞きしたいと思います。

○**進藤 篤委員長** 私から一つ聞きますけれども、先ほどの振興審議会の関係で今後このことは新しい市に向けての総合計画審議会ということでしたけれども、今ある七つの市町村の振興計画はどういう位置づけになるのかなと、現在のものは合併すればそれで全部ご破算になって審議会はなくなると、そのような現時点での考え方はどうなっているのか、その辺をお聞かせください。

○**小林 貢企画分科会長** 合併方式が新設合併ということなわけですので、当然計画としては新しく総合計画を策定していくということになります。従来の総合計画に関しては地域でのいろんな特色ある地域づくりということもあると思いますので、各地域でのこれからの地域づくりの一つの考え方といいますか、まちづくりの方向というのはあると思います。今回の建設計画に関しましても、各市町村の総合計画を各分科会でいろんな施策レベルで議論をして、総合計画をベースにして提案しているということですので、一つの考え方としては、それぞれの計画を踏まえて建設計画をつくって、その建設計画を踏まえて新しい新市の総合計画をつくるということで、それぞれの市町村のまちづくりを新市の総合計画にも反映していくというような基本的な考え方になると思います。個別の現在の総合計画をどのように施策に反映できるかということに関しては、これからの地区民の声を吸い上げるといいますか、そういった場の持ち方とかそういった中での議論というふうに思っています。

○進藤 篤委員長 新しい市の審議会は設置するけれども、従来の旧市町村の審議会はなくなると、今の考え方はそういうことですか。

○小林 貢企画分科会長 基本的に自治法で言っている総合計画を審議するための条例設置の審議会は新市において一つをつくるということで、従来の各市町村のいわゆる総合計画審議会というのは新市一本になるということでございます。

○進藤 篤委員長 そのほかございませんか。

それでは、今の協議によりまして、相違点の調整については終わりにしたいと思います。

(2) その他

○進藤 篤委員長 (2) その他ということでございますけれども、何かあればお願いします。

○大滝助太郎委員 先ほどから調整項目の中でも合間を縫ってというか、新市の地域づくりというようなことでもご意見が出ていたようであります。やはり新しい市が非常に広範囲になるというようなことから、活性化というかそういうまちづくりをするためには、いかに住民が地域づくりに参加するか、あるいは参加させるような方策を取るかということが一番大切なことではないかと思えます。特に地域が大きくなると行政にただ頼るというふうなことが往々にあるわけなので、そういう中で地域住民がいかに行政なり、地域の行事とかいろんなことに参加をしていくかということが、合併して大きくなった市が成功するかしないかということに重要なことだろうというふうに思いますし、あまり端的に地域審議会という名前だけにすると、いろいろ鶴岡の議員の方々はなかなか、そんなことで私はやっぱり特色ある地域づくりをしていくと、しかも住民を地域づくりにいかに参加させていくかという組織機構というのか、いかにそういう新市をつくっていくかということについて、私はこの第一小委員会というのが今後非常に重要な課題というか、これまでの議論の中でも話が出てきているわけですので、当然与えられた課題もあるわけですが、この小委員会の委員の皆さんの総意でもありますので、これからの新しい地域づくり、特色ある地域づくり、そして住民参加の地域づくりをどういうふうにしていくかということを主なテーマにして、組織機構なりをこれからもこの会が続く限りみんなで議論をして、まとまるものであれば第一小委員会として全体会にそういうものを提案していくというような格好で、今後とも事務局から提案されたもの以外で独自にそういう点を委員会として議論して煮詰めてもらいたいもんだと思えます。

○進藤 篤委員長 具体的に、大滝さん何か...

○大滝助太郎委員 それは今の地域審議会もあるし、組織機構というか七つの市町村があるわけで、今までの役場なりの機構をどういうふうにしていくかという部分が、こ

これはこの委員会なりでもしまとまればそれを全体会なりに、まとまらない場合は一つの意見として、そういう集約になると思いますし、今まで挙がってきた中で今の地域審議会と支所の機能、そういうものをもう少し具体的に詰めていただければと思います。

○進藤 篤委員長 きょうということではなくて、これからということですか。

○大滝助太郎委員 きょうも時間があれば、これからも少しそういう部分で、それは与えられた課題以外にこの小委員会として検討していただきたい。

○進藤 篤委員長 貴重な意見ありがとうございます。
そのほかございませんか。

○齋藤 久委員 合併をしようとしている市町村の住民は、新市の名称や議員定数なども関心を持っていると思いますが、ほかに新しい市になった場合のイメージはどのような市になるのかという内容も大変気にしていると思います。それぞれの市町村の行政報あるいは議会でもいろんな便りなどで地域の人たちに合併のことについてはいろいろ知らせてはいると思いますけれども、今後の合併協議会だよりの発行予定はどうなっているのか、そのことについて教えていただきたいと思います。

○石塚治人事務局総務課長 1月18日までのところで、12月22日に新設合併といったことが決まりましたし、ビジョンの修正版まで出ております。そこまでのところで2月の頭に協議会だよりを出したいと思っております。その後、今回の調整が入っておりますけれども、そういった中身の詳しいものをまた3月に出していきたい。今回の調整だとか、建設計画とかそういったことが詰まってまいりますので、そのあたりのところで3月に協議会だよりを出したいといったことで当面考えております。

○齋藤 久委員 決定されたことだけにとどまらず、協議されているプロセスも含めて期間を狭めて頻繁に出していただきたいと思います。

○齋藤助夫委員 今回の調整項目といいますが、重要事務事業リストでは未掲載ということになっていますけど、ここにあります公社等第三セクター(開発公社)とありますが、これは前もこの委員会でも話題になったわけですけども、今回は調整項目の中に入れていませんが、これは確かに重要なわけですけども、今回未掲載で先送りされた理由と、この第三セクター等は各市町村にそれぞれあるわけですが、そういうものについてはこれからどういうスタンスでやっていくのか、基本的な考え方とかその辺をお聞きしたいと思います。

○進藤 篤委員長 未掲載部分の今後の進め方、特に公社、第三セクター等ということの今後の対応についてということですか。

○石塚治人事務局総務課長 未掲載の部分をご覧になってお感じいただけるのかと思いますけれども、どちらかという全体として考えていかなければいけないものが残っております。今回2,521、またそこから抽出した163は、それぞれの担当部署のところでの協議で、ある程度方向性がつかめるかなといったものを今回はお出ししております。未掲載の部分は第三セクターだとか、第三セクターの中にも観光分野もあれば建設分野もあります、様々な分野にわたっております。もちろん組織機構もそういったことになりまして、職員の身分もそういったことであります。まず全体にかかわる部分が未掲載ということになっておりまして、そのところは先ほど申し上げましたように、やはり整理するのも時間がかかっておりますので、特にこれまでの協議会の中でも去年の秋以降かなりまちづくりの部分だとかでご意見をいただいた項目でもあります。そのあたりの整理をした上で、2月中のところ整理させていただいて、ある程度出ささせていただきたいと思います。公社、それぞれの三セクにつきましても中身を、例えばどのようにやっているのか、どんな職員がいるのかとかある程度わかりやすくまとめたような資料を作りながら、ご相談させていただくということで考えています。まず、大方2月中には残っている七つを全部一緒にということにはならないかと思っておりますけれども、順次こちらのほうから出させていただくということで考えています。

○進藤 篤委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、事務局からお願いします。

○石塚治人事務局総務課長 特別ございませんけれども、事務的なことで申し上げますと、次回が2月5日の午後に合併協議会と専門小委員会を予定しております。また、午前中には議会の小委員会も入っております。次回の分の資料は、また正式なご案内と一緒に差し上げるというようなこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○進藤 篤委員長 それでは、その他ということで終わりましたので、きょうの準備しました協議はこれで終了します。

4 閉 会（午後4時08分）

○進藤 篤委員長 それでは、きょうはどうも大変ご協力ありがとうございました。